

旭川市鉄道利用促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R北海道単独では維持することが困難な路線のうち、本市に関わる路線について、旭川市民等の利用機会の増加及び路線維持への意識の向上を目的として旭川市が行う鉄道利用促進事業助成金の交付に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次項及び第3項の要件を全て満たす者とする。

2 旭川市民又は旭川市内の学校に通学若しくは事業所等に勤務をする者であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、この限りでない。

(1) 本市に隣接し、鉄道駅の無い町に居住する者

(2) 第3条第3項に規定する助成対象となる路線の沿線自治体に居住し、本市の観光等を目的とする者

3 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者でないこと。

(助成事業)

第3条 助成対象となる事業（以下「事業」という。）とは、次項から第5項までの要件を全て満たす鉄道利用であることを要する。

2 一の事業における鉄道利用の人数は2名以上とし、申請者以外の構成員は、前条第2項及び第3項の要件を全て満たす者であることを要する。ただし、申請者が事業に同行する場合にあっては、申請者以外の構成員に前条第3項を満たし、かつ旭川市の観光等を目的とする者を加えることができる。

3 別表に掲げる路線及び区間における鉄道利用であって、事業の開始日から起算して6日以内のものを一の事業とする。

4 鉄道利用の目的は、観光、帰省及び学生の部活動等とする。ただし、通勤、通学及び法人又は個人事業の用務に係る鉄道利用は対象外とする。

5 他の自治体等で実施している鉄道利用促進事業の助成金の交付を受けていないことを要する。

(助成対象経費)

第4条 助成対象となる経費は、申請者が前条に規定する事業のために購入し支払った次の各号に該当する旅客運賃又は料金の額とする。ただし、第4号に規定する旅行商品については、助成対象となる路線及び区間における普通旅客運賃に85/100を乗じた額（10円未満は切捨て）を助成対象経費とする。

(1) 普通旅客運賃又は団体旅客運賃（団体臨時列車の運行に係るものを除く。）

(2) 特別急行料金又は普通急行料金

(3) 特別の乗車券のうち、特急トクだ値、に係る運賃、料金、又はその両方

(4) 旅行代理店が企画又は販売等をするJ R利用が含まれた旅行商品

(助成金の額)

第5条 助成金の額の算定は次のとおりとし、1人当たりの助成上限額は5千円とする。

(1) 大人（中学生以上）については、助成対象経費に1/2を乗じた額とする。

(2) 子供（小学生以下）については、助成対象経費の額とする。

2 一の年度の助成金の総額は、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 申請者は、旭川市鉄道利用促進事業助成金交付申請書（様式第1号）を、事業開始の前日（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日を除く。）までに市長に提出しなければならない。

2 申請書は、利用者名簿のほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは速やかにその内容を審査し、内容が適当と認めるときは、当該予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、旭川市鉄道利用促進事業助成金交付申請結果通知書（様式第2号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、助成金の不交付を決定したときも同様とする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、助成金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、前条第2項の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする者は、旭川市鉄道利用促進事業助成金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第9条 申請者は、事業を中止し、又は内容を変更しようとするときは、旭川市鉄道利用促進事業助成金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

（補助金額の変更決定及び通知）

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があったときは速やかに事業の変更内容を精査し、変更について適当と認めるときは承認を行う。また、市長はその変更の承認に伴い、助成金額の変更を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、旭川市鉄道利用促進事業助成金事業変更承認通知書（様式第5号）によりその旨を申請者に通知するものとする。また、変更を承認しないときも同様とする。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで旭川市鉄道利用促進事業助成金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定に基づく実績報告があったときは速やかに審査を行い、事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金額を確定したときは、その額を申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第13条 申請者は、前条の規定に基づく助成金額の確定通知があったときは、旭川市鉄道利用促進事業助成金請求書（様式第7号）を市長に提出し、助成金の交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 第2条及び第3条の規定に該当しないことが判明した場合
- (3) 助成金を他の用途に使用した場合
- (4) 助成金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更決定の内容に違反した場合
- (5) その他この要綱に違反したと認められる場合

(公表の同意)

第15条 申請者は、本事業における第11条に規定する実績報告等について、市長が公表することに同意するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 改正後の本要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の本要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に開始する事業について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月17日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象となる路線、区間は、次のとおりとする。

路線名	区間
J R 富良野線	旭 川 駅 ～ 富良野駅
J R 石北本線	新旭川駅 ～ 網 走 駅
J R 宗谷本線	旭 川 駅 ～ 稚 内 駅

備考 上記区間のうち、旭川市内の駅（神楽岡駅、緑が丘駅、西御料駅、西瑞穂駅、西神楽駅、西聖和駅、千代ヶ岡駅、旭川四条駅、新旭川駅、南永山駅、東旭川駅、桜岡駅、永山駅及び北永山駅）を出発駅、到着駅又は経由駅とする乗車に限り対象とする。